

Title	海外における法人税転嫁の実証分析：K-Mモデルの西ドイツとインドにおける適用
Sub Title	A critical note on empirical analysis of shifting of the corporation income tax : applications of K-M model to the West German and Indian corporations
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.5 (1970. 5) ,p.397(45)- 409(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19700501-0045
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700501-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

してそこに熱烈な序文 *Prefatory Memoir to Mary Wollstonecraft's Letters to Imlay, 1879.* を書いている。ゴドウィン以後において、メアリについての本格的な、しかも女性の手になる最初の伝記は、Elizabeth Robins Pennell, *Mary Wollstonecraft Godwin, in Eminent Woman Series*, edited by John H. Ingram, 1885. であった。これは、主にゴドウィンの「思い出」と、ポールの「ウィリアム・ゴドウィン」とイムレイへの書簡集につけた序文により、メアリの著作とその時代の研究によって補ったものである。これは初めてメア리를女性解放思想として評価しようとしたもので、「女性の権利擁護」の後版 (in England, by Mrs. Henry Fawcett, 1891, in America, by Mrs. Pennell, 1892) を出すのに貢献したが、ポールの書と同じくやや弁論的過ぎて、「ヴィクトリア時代におけるメアリ・ウルストンクラフトの崇拜者たちの見方は非常に高尚なので、やや雲の上の存在にしているのではないかと疑わなければならない⁽²⁷⁾」といわれている。

7

ウルストンクラフト研究にあたっては、著作や伝記と並んで重要なのが彼女をめぐる手紙である。メアリは手紙をよく保存していたようで、彼女のもとへ来たものだけでなく、他人にあてたものも返却されて持っていた。ゴドウィンはメアリの死後「遺稿集」によって「メアリがイムレイに宛てて書いた一連の苦悶の手紙を公開した時に、彼は序文において、この書簡集は「これまで世に見られた感情と情熱の言葉の中でも、最も素晴らしい例を含んでいることがわかるであろう」と論じた。⁽²⁸⁾ だが当時は恋文を公表するという例はあまりなかったし、亡き妻の先夫に対する手紙を、しかも先夫の生存中に発表したために世の非難を招いたことは、前述したところである。この中には、イムレイに宛てた手紙 77 通、ジョンソンに宛てた手紙 16 通が含まれていて、そのうち、イムレイに宛てたものは、*Letters to Gilbert Imlay with Prefatory Memoir by C. K. Paul* として、1879年と 1908年に再び出版された。ゴドウィンとメアリの間の手紙は、二人の思想家の間の愛情の交流というばかりでなく、結婚後も別居し

注(27) G. R. Preedy, *op. cit.*, p. 310.
 (28) *Godwin & Mary*, ed. by R. M. Wardle, 1967, p. 7.
 (29) *Ibid.*, p. 7.
 (30) *Ibid.*, pp. v-vi.
 (31) *Ibid.*, p. vi.

て通信をかわしたという特異な事情からしても興味深いものである。ウォードゥルによれば、「彼自身のメアリへの手紙、彼への彼女の手紙を、彼は発表しなかった。しかし、その手紙は多くの読者にとって、イムレイへの手紙以上に感動的なことは確かであろう。というのは、それらのうちに、空しく叫んでいる一つの声ではなく、親しく言葉を交わしている二つの声——二人の全く違った人、共に生まれつき独立心が強く、共に個人主義的で、しかも男女の間の恋愛がまさにそうあるべきもの、すなわち火のような情熱の瞬間によって高められた優しいたわりと互いの尊敬をことごとく含んだ恋愛を除々に深めつつある二人の——を聞く二人の人間を、一対の夫婦にとかず恋である⁽²⁸⁾」。だがゴドウィンは、二人の間の手紙 162 通を公表せず、ウォードゥルによれば、日附を入れその順に揃えて保存した。ゴドウィンの死後、これは娘のメアリ・シェリの手に移り、その死後はその子の Percy Shelley のもとへ移り、さらにその死後は、これは三つの部分に分かれて、一部は Bodleian Library へ、他の一部は Percy の相続人に移ってから Bodleian Library へ、残りは Lady Shelley のめで 5 世 Abinger 卿の母である Bessie Florence (Gibson) Scarlett のもとへ納められた。この第三番目のものは、手紙とゴドウィンの日記からなり、現在では 8 世 Abinger 卿の家である Clees Hall に保存されている。ただしゴドウィンが持っていた 160 通のうちで、9 通は Abinger 卿のコレクションからなくなっており、また番号も日附もないものが 2 通ある。これらのうちで、32 通は、しばしば不正確ながらもポールの書に発表されており、40 通以上が、部分的なものを含めて、ウォードゥルの「メアリ・ウルストンクラフト」の中に含まれている。またいくつかは K. N. Cameron の編集した *Shelley and his Circle* の中にも示されている⁽³⁰⁾。だが 1967 年に至って、*Godwin & Mary, Letters of William Godwin and Mary Wollstonecraft*, edited by Ralph M. Wardle が出版されて、初めて公表される 76 通を含め、二人の間の書簡はその全貌を明らかにした。⁽³¹⁾ “それは驚くべき完全な通信”であって、いくつかの伝記的研究と共に、ここにウルストンクラフト研究の新しい段階が始まったといえよう。

研究ノート

海外における法人税転嫁の実証分析

—K-Mモデルの西ドイツとインドにおける適用—

古田 精司

まえがき

Krzyzaniak & Musgrave が共同で開発した法人税転嫁分析のための計量モデルは、当然のことながらまずかれらの母国であるアメリカの製造業を中心として適用された。ついで筆者により同モデルはわが国の製造業を中心として適用された。しかし同モデルは単に日米にとどまらず西ドイツおよびインドにおいても適用されるに到っている。ここでは前半で西ドイツにおける同モデルの適用結果を、後半で同じくインドのそれを紹介し、併せて日米における適用結果との異同を比較・吟味することを目的とする。したがって論点の中心はモデル自体よりも推定結果そのものの斉合性におかれることになろう。⁽¹⁾

(1) 西ドイツ法人税の発展と転嫁分析

西ドイツの法人税転嫁に関する実証分析はアメリカのロスキャンプ (Karl W. Roskamp) により実施された。かれは K-M モデルを西ドイツに適用するに先立って、

戦後 (1949~1962年) における西ドイツ法人企業の発展を素描している。ここでは転嫁分析に関連するかぎりでの西ドイツ法人課税制度の特質を若干補足を加えながら要約しておこう。ロスキャンプによると、戦後の西ドイツ法人企業は総数こそ 2100 から 2400 の間の変動に留まったが、その発展は著しく急激であった⁽²⁾。法人企業の高度成長を総資産額でみると、1949年に総数 2061 の法人企業が 264 億マルクを保有していたが、1962年には 1933 の法人企業が 1403 億マルクを保有するに到った。同じく自己資本額についても 168 億マルクから 474 億マルクへと著しい増大を示している。純利潤も戦後しばらくは税法上の優遇措置も手伝って比較的低位に留まったが、1962年には総数 1933 の法人企業で 33 億マルクの水準に達した。法人企業による減価償却引当金額も 1949年では 15 億マルクにすぎなかったが、1962年には 93 億マルクにまで達し、これは資本ストックの生産性を維持するために更新投資がいかに急激に行なわれたかを物語っている。ところで問題は西ドイツ法人企業が支払った法人税額である。西ドイツ連邦統計局の調査によると、法人

注(1) 本稿の目的は西ドイツおよびインドに適用された K-M モデルの推定結果の紹介ならびに批判および日・米のそれとの比較にある。西ドイツの転嫁推定に関しては、Karl W. Roskamp, "The Shifting of Taxes on Business Income: The Case of West German Corporations," *Nat. Tax. J.*, Sept. 1965, 18, 247-57, インドのそれに関しては、Gurcharan S. Laumas, "The Shifting of the Corporation Income Tax—A Study with Reference to Indian Corporations," *Public Finance/F.P.*, No. 4/1966, 462-73 を参照。K-Mモデルの構成および論理構造の詳細については、M. Krzyzaniak & R.A. Musgrave (4), または古田精司(1)を参照。本稿では転嫁モデルのポイントにのみ触れるに留めた。なお K-M モデルはカナダの法人税転嫁分析にも適用され完全転嫁という帰結を導出しているがここではとり上げなかった。B. G. Spencer, "The Shifting of the Corporation Income Tax in Canada," *Can. J. Econ.*, Feb. 1969, 2, 21-34. 参照。
 (2) 西ドイツ法人税法によると、企業形態別に、資本金会社 (Kapitalgesellschaft), 株式会社 (Aktiengesellschaft), 株式合資会社 (Kommanditgesellschaft), 有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) 等が法人税の納税義務が課せられる。これに対し個人企業、合名会社 (Gesellschaft einer offenen Handelsgesellschaft), 合資会社 (Kommanditgesellschaft) 等には所得税が課せられる。A. Rädler (6) p. 50, 佐藤進 (8) p. 187. 参照。

税および法人財産税は1949年では11億マルクであったが、1962年には66億マルクに達した。これらの税額の内訳はつぎのとおりである。(a)法人所得税、(b)ベルリン緊急援助賦課金 (Notopfer Belrin), (c)営業税 (Gewerbesteuer), (d)財産税, (e)不動産税, (f)相続税, (g)負担調整税 (Lastenausgleich)。もちろん戦後の当該期間においてベルリン緊急援助賦課金が廃止されたり、法人税率も営業税率も変動しており種々の変遷を重ねている。

ロス坎ブによると転嫁分析との関連で最も障害となるのは、西ドイツ法人企業が所得税と財産税とを1項目にして公表している点である。このようなデータの制約からすると、西ドイツにおいては「法人税」プロパーの転嫁分析を試みることはできないし、K-Mによるアメリカの法人税転嫁分析の帰結とも比較することもできない。そこでやむなく西ドイツでは法人税と法人財産税を一括して転嫁分析を試みることに落ちついた。

(2) 西ドイツに適用された K-Mモデルのタイプ

K-Mモデルを西ドイツに適用するに当たって、ロス坎ブはそれが混合資本主義経済における法人企業を対象とする点で基本的には行動型の類似性を前提とするが、なお若干のモデルの特定化の必要を認めている。

はじめに西ドイツ法人企業の法人税転嫁について検証するべきは、企業は粗(税込み)収益率 Y_{gt} を仮説

注(3) 西ドイツの法人税率の変遷はわが国およびアメリカと類似の経過をたどっている。すなわち第1次大戦前では4パーセントの低率であったが戦後は20パーセントに高まり、さらに第2次大戦中の55パーセントから占領下には最高65パーセントにまで引上げられた。

ロス坎ブの観測期間についていえば、1948年にこれまでの段階税率が廃止され50パーセントの比例税率となった。しかし1953年には一般法人税率は60パーセント、配当分については30パーセントの軽減税率が適用された。1954年には一般税率は45パーセントに引下げられたが、配当軽減税率は据え置かれた。その後、1958年の大税制改正において一般税率は51パーセントに引上げられ、配当分に対する税率も15パーセントに引下げられた。いずれにせよ戦後の税制改正で税率も幾度びかかわっているが、50パーセント内外の水準は維持され、決して戦前水準に戻ろうとしないことは確認できる。

なお1958年以降について法人税の実効税率を試算すると34.07パーセント、それに営業税(この税率は各市町村により異なり、かつ所得以外に資産、労賃総額等も課税標準とし損金算入も認められている)を加えて試算すると49.32パーセントと見積られている。佐藤進 [8] pp. 177-98; 吉国・武田 [10] pp. 40-2; 税制調査会 [11] p. 104 参照。

(4) この行動仮説はK-Mモデルの提示した2つの行動仮説(モデルAとB)のうちモデルAを意味している。M. Krzyżanlak & R.A. Musgrave [4] pp. 25-7 参照。こればわが国およびインドのケースについても同じである。

(5) かれの選択した回帰式はK-MモデルAの原型である。ただし AC_t については原型では AC_{t-1} とラグがついている。日・米ではラグつき、西ドイツ・インドではラグなしという相違点が認められる。

的な課税のないばあいの収益率 Y_0 よりも法人税・財産税のある割合 " a " だけ増加するという行動仮説であるとする。これが意味するところは次式で表わされる。

$$(1) Y_{gt} - Y_0 = aL_t$$

ただし L_t は法人税・財産税を総資本で除した比率である。(1)式から次式がえられる。

$$(2) a = \frac{Y_{gt} - Y_0}{L_t}$$

ここで " a " について2つの値をとりうることが考えられる。

$$\begin{aligned} Y_{gt} - Y_0 &= L_t & a &= 1 \\ Y_{gt} - Y_0 &= 0 & a &= 0 \end{aligned}$$

第1のケースでは、課税後の粗収益率は L_t だけ増大する。 $a=1$ であることから、法人税・財産税は100パーセント転嫁されることになる。 $a=0$ であれば、法人税・財産税の転嫁はゼロとみなしうることになる。もちろん " a " がとりうる値は0と1だけでなく任意の値をとることは申すまでもない。

かくて係数 a が転嫁尺度として選ばれた。つぎの問題はいかにして係数 a を推定するかにある。ロス坎ブはK-Mモデルの特定化として次式のごとき回帰式を選択した。

$$(3) Y_{gt} = a_0 + a_1 \Delta C_t + a_2 V_{t-1} + a_3 J_t + a_4 G_t + a_5 L_t + U_t$$

各変数の意味するところはつぎのとおりである。
 Y_{gt} 法人部門の総資本粗収益率
 ΔC_t GNPに対する民間消費支出の比率の増分
 V_{t-1} 売上に対する在庫の比率、1期の遅れ
 J_t GNPに対する法人課税以外の全政府の租税

の比率

G_t GNPに対する財・用役向けの全政府支出の比率

L_t 総資本に対する法人税・財産税の比率、総資本は自己資本プラス利払いつき負債と定義する。

U_t 確率変数

a_i 推定さるべきパラメーター ($i=0, 1, \dots, K$)

(3)式において変数 L_t をゼロとおけば、他の事情にして等しいかぎり、課税がないばあいの仮説的粗収益率 Y_0 の推定値をうることができる。2つの資本収益率、すなわち Y_{gt} と Y_0 を比較することにより法人税の転嫁度を推論することが可能となる。回帰式(3)における係数 a_5 が(2)式における " a " に等しいことは明らかである。そこでK-Mモデルにおける転嫁度は、回帰式(3)における係数 a_5 により直接与えられ、これにより分析は非常に容易となる。

ロス坎ブはここでK-Mモデルに対し第1のモディフィケーションを加える。かれによると、法人税の規模から考えて経済に与える課税の衝撃は微小とはいえず、それは「他の事情にして等しい」という仮定 (a ceteris paribus assumption) を覆えすことになる。それゆえ(1)式の第1次階差を用いるのがより現実的であると考えられる。このばあい課税額の変化による粗収益率の短期的変化を推定することが可能となる。そこで(2)式から

$$(4) a_5 = \frac{\Delta Y_{gt} - \Delta Y_0}{\Delta L_t}$$

ただし ΔY_{gt} は納税義務額の変化 ΔL_t のために生じた粗収益率の変化である。 ΔY_0 は L_t になんらの変化もなかったばあいの粗収益率の変化である。ここでも a_5 は法人税の転嫁度を意味する。それゆえここでは a_5 と a の両者について推定が試みられる。

第2のモディフィケーションはK-Mが用いた操作変数 Z_{t-1}^* の代わりに、西ドイツのケースでは実効税率 Z_{t-1}^* 、すなわち法人税・財産税総額を前年度の粗利潤で除した値を適用するところにある。実効税率を適用することの意義は、西ドイツでは前述のように法人税1本ではないため理想的操作変数としての法定平均税率を適用できないためといえる。その意味では次善の策でしかない。けれどもロス坎ブの強調するように、

注(6) 西ドイツ・インドでは総資本ベースのみがとり上げられ、日・米のように自己資本ベースをとり上げることは試みられていない。自己資本ベースを採用する意義については、M. Krzyżanlak & R.A. Musgrave [4] p. 31, 古田精司 [1] 第4節を参照。

1期のラグをつけるならば転嫁分析に1つの新しい視点を提供することになる。かれによると、(3)式は税負担回収に関連する経営者の意志決定により、粗収益率もある程度影響されることを意味する。そのばあい西ドイツの経営者は、複雑な租税構造を前提とすれば、実効税率を基盤として転嫁活動を決定するであろうから、目安となるのは前年度の実効税率のみである。この観点からすれば(この行動仮説を容認できると仮定すれば) ラグつき実効税率は確かにラグなしよりは望ましいといえよう。

(3) モデルの推定結果とその評価

西ドイツの法人税転嫁推定作業は4種類に区別されて行なわれた。このセクションではそのすべてについて簡単に紹介するに留めよう。

a) 推定作業I: K-Mモデルの原型

第1の推定作業は、先の回帰式(3)においてラグつき実効税率 Z_{t-1}^* を操作変数として採用するものである。その推定結果は表1にみるとおりである。

推定結果番号のライン(1)によると、重相関係数は0.9808であり、回帰式(3)の線型モデルが粗収益率の変動をよく説明しているとみなしている。また系列自己相関の検定のためダービン・ワトソン比を暫定的に(なぜなら標本は15箇に満たないため)算定してみると2.56を示し、かれ自身は良好とみなしている。そして問題の法人税変数 L_t の回帰係数は1.0818であり、その標準誤差は0.3178であるから係数は有意と判定されている。この回帰係数はとりもなおさず転嫁度であるから、西ドイツでは108パーセントの法人税転嫁があったと結論される。さらにこの結論の信頼限界を調べてみると、たとえば95パーセント水準で法人税転嫁度の上限は183.3パーセント、下限は33.0パーセントである。それゆえ、従来のゼロ転嫁仮説は5パーセントの有意水準で棄却され、戦後の西ドイツの法人税・財産税は転嫁された結論される。

前述のように、西ドイツでは法人税のみの統計数値は与えられていないため、ここでえられた完全転嫁の帰結をそのままアメリカのそれと比較することはできない。けれどもロス坎ブによると、西ドイツでは法

表1: 西ドイツ全法人企業に関する転嫁推定結果: 1949~1962

法人部門	観察年度	切片 α_0	回帰係数 () 内は t 検定値			R	ダービン・ワ トソン比	推定法	転嫁度 (Ltの係数) および ()内は 標準誤差
			ΔC_t	V_{t-1}	J_t				
(1) 西ドイツ全法人企業 (所得税・財産 税の総額)	13	-.1937	-.0886	.7572	.0783	.8017	1.0818	操作変数 Z^{*t-1}	1.0818 (.3178)
			(-.6994)	[2.2168]	(.8459)	[5.1208]	[3.4039]		
	13	-.1728	-.0115	.5463	.0365	.8951	1.3096	最小自乗法	1.3096 (.1358)
			(-1.581)	[2.8286]	(.5566)	[9.7263]	[9.6382]		
(2) 同 ただし租税特別措 置を含む	13	-.1001	-.0636	.3616	.1012	.3262	1.4008	操作変数 Z^{*t-1}	1.4008 (.4145)
			(.2801)	(.7827)	(.5733)	(1.354)	[3.3793]		
	13	-.0985	-.0889	.3275	.0928	.3461	1.4644	最小自乗法	1.4644 (.3345)
			(.4339)	(.7408)	(.5360)	[1.5203]	[4.3771]		
(5) 西ドイツ全法人企業 (所得税・財産 税の総額)	12	.0009	.0713	.5353	-.0044	.6011	1.3076	操作変数 ΔZ^{*t-1}	1.3076 (.3674)
			(-1.2260)	[1.4125]	(-.0333)	[1.2527]	[3.5587]		
	12	.0014	.0670	.2905	-.0419	.4149	1.4541	最小自乗法	1.4541 (.1928)
			(1.0308)	[1.0755]	(-.3831)	[1.0038]	[7.5432]		
(7) 同	12	.0000	.1214	.3543	-.1657	.4059	1.7269	操作変数 ΔZ^{*t-1}	1.7269 (.4345)
			(1.2063)	[1.1965]	(-.7963)	(.9399)	[3.9737]	[3.3288]	
	12	.0000	.1214	.3543	-.1657	.4059	1.7269	最小自乗法	1.7269 (.4345)
			(1.2063)	[1.1965]	(-.7963)	(.9399)	[3.9737]	[3.3288]	

海外における法人税転嫁の実証分析

人税は法人に課税される法人税・財産税総額のほぼ50パーセントを占めているのであるから、アメリカにおいてK-Mが見出した完全転嫁の帰結はここでは間接的に支持されたとみなしてよいであろう。

b) 推定作業II: 租税特別措置を含む転嫁度

推定作業Iでは現実の法人税・財産税納税額が利用された。ところが納税額自体は税率のみならず課税標準にも依存するから、粗収益率も法定税率の変化によっても、課税標準を増減せしめることと税法の変化(加速度減価償却の新設等)によっても影響されるであろう。ロス坎ブは戦後の西ドイツにおいて租税の減免税につながる優遇措置が課税標準を縮小するに大きな役割を果たした点を考慮し、回帰式(3)の転嫁尺度にその効果を反映せしめようとするのがこの推定作業IIの狙いであるとしている。

かれはありうべき3つのケースに着目する。第1は租税特別措置を新設しても粗収益率が不変のケースである。第2は粗収益率が減少するケース、第3は逆に増大するケースである。

第1のケースでは減税額のすべては100パーセント転嫁され、第2のケースでは100パーセント以下、そして第3のケースでは100パーセント以上転嫁されることになる。第1のケースでのみ、回帰式(3)における転嫁尺度は真の転嫁度を表わすことになる。租税特別措置により税負担以上に利益が回収され利潤が上げられるならば、回帰式(3)の転嫁尺度は転嫁度を過大表示することになる。また租税特別措置が利潤を引下げるならば、転嫁尺度は転嫁度を過小表示することになる。

推定作業Iでは経営者は租税特別措置をつうじてえられた資金を租税転嫁に際して考慮していないと仮定していた。この仮定によるとそのような資金は利潤の一部とも資本の一部とも考えられていないことを意味する。ロス坎ブはこれを極端な行動仮説とみなし、推定作業IIにおいて他の極にある行動仮説を設ける。すなわち、租税特別措置によりえられる利益のすべてを利潤の一部でもあり資本の一部でもあるという行動仮説である。この行動仮説をテストするために、かれは資本形成促進のため重要かつ典型的な租税特別措置であるところの所得税法第7c項と第7d項および投資促進法第36項によりえられる資金のすべてを利潤と資本に含めている。表1のライン(3)および(4)はその推定結果である。

それによると、租税特別措置による資金を含めれば転嫁度は140パーセントにまで上げられる。そ

のような資金を含めないときは108パーセントであったから、租税特別措置により過剰転嫁がもたらされ粗収益率は引上げられたと結論されねばならない。そこでかれは108パーセントという下限と140パーセントという上限を設ける。なぜならば、西ドイツの経営者は租税特別措置によりえられた資金について「稼得」所得であるという感覚ももっているようであるが、利潤ないし資本の一部とみなすかどうかは明らかではない。他方ではかれらは税務当局を意識して、そのような資金の便益を明らかにしたがることも考慮せねばならない。だが時の経過とともにそのような資金は資本の一部とみなされていた。以上のような想定の下で、ロス坎ブは実際の転嫁度は108から140パーセントの間のどこかに違いないと結論している。

c) 推定作業III: 第1階差における転嫁度

つぎの作業は各変数をすべて増分として推定をやり直すのである。その目的は、これまでの「他の事情にして等しい」とするかなり強い仮定の吟味に向けられ、そのため回帰式(3)の各変数を第1階差で表わして転嫁度を推定しこれまでえられた転嫁度と比較せねばならない。西ドイツ経済では法人税の衝撃に対する反作用の構造がアメリカとは異なっていると考えられるから、また第1階差をとればタイム・ラグが重要となるから、ここではK-Mモデルの原型とは若干異なった推定手続きをとっている。第1表のライン(5)では消費変数は ΔC_{t-1} をとり操作変数も ΔZ^{*t-1} をとっているが、ライン(6)では消費変数は ΔC_t であり推定法も最小自乗法である。その結果ライン(5)では転嫁度は130パーセント、ライン(6)では145パーセントを示している。いずれのケースも租税変数は有意である。よってかれは推定作業IとIIにおける「他の事情にして等しければ」という条件は崩されたとはいえないし、それらの推定結果も妥当であるとみなしている。

d) 推定作業IV: 増減税の転嫁度

ロス坎ブも筆者と同じように西ドイツの経営者が増減税に対処して果していかなる行動を選択したかに興味を寄せている。K-Mがアメリカの法人企業について増減税に対応する反応行動に関し非対称性を見出した業績をかれは高く評価し、同様の推定作業を試みている。アメリカでは税率が引上げられたとき完全転嫁の証左があるが、引下げられたときは非転嫁(unshifting)の証左はないという帰結の妥当性を西ドイツについて吟味しようとするものである。

かれは西ドイツについて増税の年度と減税の年度を

海外における法人税転嫁の実証分析

区別し、両者に関する転嫁度を推定している。推定結果は表1のライン(7)にみるとおりである。増税年度における転嫁度は173パーセントであるが、減税年度では123パーセントという結果をえている。それゆえかれは、西ドイツにおいてはアメリカとは逆に増減税に際し転嫁と非転嫁が生じていると結論すべきであるとしている。ただしつぎの2点に留意すべきであるという。

その第1点は、推定結果が最小自乗法でえられていることである。最小自乗法で推定すればその結果はつねに操作変数法によるよりも高い転嫁度がえられている。第2点は、K-M のばあいと同様ロスカンブの推定値はタイム・ラグの効果を計算に入れていない。そこで非転嫁の発生はもっと分布ラグをともなった形をとることも考えられる。そこでかれは、先の転嫁・非転嫁の推定値が高度にすぎると確信しているが、それでも減税の際に非転嫁がなかったとする見解は問題外であるとしている。したがってかれは、アメリカの法人税転嫁とはこの点で異なるものがあるとしている。すなわち、増税の転嫁度が減税の非転嫁度よりも高いという事実は、アメリカにおけるほど強くないにしても類似のラチェット効果を示唆しているが、高度の非転嫁こそは西ドイツにおけるより強度の企業間競争に誘因するものであるとしている。

注(7) 同様の狙いはK-M自身も試みている。モデルAでは実効税率が適用されており、実効税率自体が法定税率の変化も償却率の変化も含むため、観察された転嫁度は両者の結合転嫁、すなわち「税率転嫁」と「償却率転嫁」が加算された転嫁度を表わすことになる。

現実には償却率変化がどの程度まで利潤を増減せしめるか不明であるため、K-Mは利潤接近法と資金接近法という両極にある接近法を採用し、税率変化のみによる転嫁度はその両極の間であると推論した。アメリカについてみるとその転嫁度は123パーセントと146パーセントの間に存在することになる。その格差は23パーセントであるが、西ドイツでは後述のように32パーセントと大きく開いている点に注目すべきであろう。なおK-Mのアイデアについては、M. Krzyzaniak & R.A. Musgrave [4] pp. 53-6. 参照。

(8) ロスカンブの結論については筆者はむしろ逆の見解を抱いている。かれの結論に対する批判については本稿の最終節を参照されたい。

(9) 公開有限会社 (Public Limited Companies) とは次のごとく定義されよう。「公開会社とは、次に掲げる要件を充足する会社をいうものとされる。(i)政府によって所有されているか、または政府によってその株式の40%以上が所有されていること。(ii)1913年会社法上の同族会社 (private company) でなく、かつ、次の条件に該当していること。①会社の株式の50%以上が前年度中を通じて政府、または政府(州を含む)が設立した法人もしくは大衆によって取得されていること、②会社の株式が前年度中において、インド国内の証券取引所に上場されているか、または大衆によって自由に取得される状態にあること、③会社の業務または会社の株式の50%を超える株式が5人以上の株主によって支配または所有されること」

これに対し次にでくる個人有限会社 (private limited companies) とは次のごとく定義できよう。「大衆が実質的に利益を受けている会社 (a company in which the public are substantially interested), すなわち同族会社 (closely held corporations) 以外の会社とは、1956年会社法に定義する個人会社 (private company) (株主50人以下、株式の譲渡制限のほか、株式または社債の公募を禁止されている会社) をいう」。小松芳明 [3] pp. 508-9, および p. 521. 参照。

(4) インド法人税の特質とK-Mモデル

K-Mモデルが開発され、それがアメリカに適用(1963年)されると、ロスカンブが同じく西ドイツに適用(1965年)したが、ついでローマス (Gurcharan S. Laumas) が同モデルをインドに適用した。かれの分析目的は、果してK-Mモデルが発展途上国のデータに適用可能であるか否かをテストすることにあつたといえよう。

かれによると、データはインド準備銀行報告書 (Reserve Bank of India Bulletin) と国民所得推計 (Estimates of National Income) に求め、前者についてはインド法人企業の資本、利潤、売上、在庫、納税額に関する資料がとられ、後者からは国民所得、政府支出、諸税等に関する資料がとられている。対象期間は1950年から1962年までである。

転嫁分析の対象法人企業はインドに登録された払込み資本金50万ルピー以上の「公開有限会社」(Public Limited Companies) である。会社は主として製造業、鉱業、農園、商事部門に互っている。ただし、銀行、保険、投資会社、個人有限会社 (private limited companies), 保証有限会社、非収益団体、外国法人は除かれている。そこで対象会社総数は750から1333に互っている。

海外における法人税転嫁の実証分析

例えば、1950年から1955年にいたる会社数は750、1955年から1960年では総数1001、1960年から1962年では総数は1333であった。また転嫁分析の対象会社における払込み資本金総額は、対象業種における公開有限会社の払込み資本金総額のほぼ2/3に達している。主要産業の大部分で、払込み資本金額からみた範囲は70パーセントを超えている。

この種の時系列分析に大抵つきまとう資料調整問題として、ここでも各種の統計値の同質化に触れている。インドのばあい、政府会計年度は4月1日に始まり3月31日に終るけれど、法人企業統計は7月1日から始まり6月30日に終わっている。そこでかれは法人企業統計を納税データにあわせるよう調整を試みたようである。

つぎにローマスが採用したK-Mモデルの種類と推定手続きが問われねばならない。

まず採用されたK-Mモデルの種類はロスカンブと同様であるから、ここでその詳細に立ち入る必要はない。ただし念のためその回帰式を再述しよう。

$Y_{gt} = a_0 + a_1 \Delta C_t + a_2 V_{t-1} + a_3 J_t + a_4 G_t + a_5 L_t + U_t$
記号もまた同じであるから説明を省略できる。同様に企業間の転嫁行動パターンおよび転嫁尺度についても、K-M=ロスカンブと同一の線上に位置するとみなして差支えない。

推定手続きについてもロスカンブと全く同一と考えることができる。第1に推定法は操作変数法を主とし、参考のため最小自乗法も併せ採用したこと、第2に操作変数として実効税率 Z_t を使用したこと、そして第3にロスカンブにならないラグつき操作変数 Z_{t-1} (前年度の利潤に対する法人税納税額の比率) をとり入れたことを指摘すれば足りるであろう。

(5) インドにおける推定結果

前節に掲げられたK-M回帰式によりインド法人税の転嫁分析を試みた推定結果4本が表2にまとめられている。推定結果の解釈に当たっては、できるだけローマスの見解を忠実に紹介するよう努めてみよう。

表2のライン1は先のK-M回帰式に操作変数 Z_t を用いて推定した結果を表わしている。重相関係数Rは0.8955である。租税変数 L_t の回帰係数は1.0713であり、その標準誤差は0.5012である。各回帰係数のうち有意性の点で消費変数 ΔC_t は最も見劣りするもので、以後の推定作業では消去されることとなった。

表2: インド法人企業に関する推定結果: 1950~1962

法人部門	観察年度	切片 a_0	回帰係数 () 内はt検定値			R	d	タービン・ワトソン比	推定法	標準誤差
			ΔC_t	V_{t-1}	J_t					
(1) 資本金50万ルピー以上の公開株式会社を対象とする	12	.0847	.0432 (.3505)	-.2396 (-1.4694)	1.1551 (3.0382)	-.4360 (-2.1280)	1.0713 (2.1375)	.8955	操作変数 Z_t	1.0713 (.5012)
	12	.0805	-.2325 (-1.5894)	1.1601 (3.3660)	-.4447 (-2.4188)	1.1353 (2.7869)	1.45	操作変数 Z_t	1.1353 (.4074)	
	12	.0535	-.1817 (-1.3761)	1.0925 (3.5136)	-.5094 (-3.0692)	1.7657 (4.7454)	1.35	操作変数 Z_{t-1}	1.7657 (.3721)	
	12	.0615	-.1966 (-1.5369)	1.1124 (3.6748)	-.4904 (-3.0497)	1.5803 (5.0704)	1.37	最小自乗法	1.5803 (.3117)	

同表のライン2では、 ΔC_i を消去したため他の変数すべてについて有意性が高まっていることがわかる。それゆえライン2の推定値はライン1の推定値よりも望ましいとされている。租税変数 L_i の回帰係数は1.1353であり、標準誤差は0.4074である。これを転嫁度を読みとると、インドでは法人税の転嫁は113.5パーセントであったことを示している。Rの値は0.9150であり、租税変数 L_i は5パーセント水準で有意である。そこでゼロ転嫁仮説は5パーセント有意水準で棄却されることになる。 ΔC_i を除いたK-M回帰式に具体化されている線型モデルは、ローマにより粗収益率の変動を満足に説明しているとみなされる。そこでかれは、本来観測値数が15以下ではダービン・ワトソン検定による系列自己相関のテストは利用できないのであるが、ダービン・ワトソン比をみずから算出し表2に掲げている。

同表のライン3では、K-M回帰式の各変数をラグつき操作変数 Z_{i-1} を用いて推定した結果が示されている。Rの値は0.9314である。租税変数 L_i の回帰係数は1.7657でその標準誤差は0.3721である。これをライン(2)の推定結果と比較してみると、 V_{i-1} を除いてすべての変数の有意性は高められている。租税変数 L_i はいまや1パーセント水準で有意である。しかし転嫁度も高まり177パーセントになっている。

最後のライン(4)に示されている推定値は最小自乗法によるものである。租税変数の回帰係数によると転嫁度は158パーセントであるが、その標準誤差は低く0.3117となっている。したがって推定値は高度に有意であるといえるが、租税変数 L_i が独立ではないという周知の関係から、この推定値にあまり多くの信頼を置くことはできない。けれどもこれまでの推定値との比較という点では非常に満足しうる結果といえよう。

ローマが試みた推定作業は以上で尽きている。問題はそこからかれが転嫁度をいかに推論し確定するか

にある。かれは上述の推定値がすべて点推定であることに留意し、その標準誤差から信頼限界を算出する。たとえばライン(2)では、標準誤差が0.4074で自由度が7であるから、95パーセント信頼限界で転嫁度は18から210パーセントの間をとることになる。ライン(3)については、標準誤差が0.3721で自由度が同じく7であるから、95パーセントの信頼限界では転嫁度は89から265パーセントの値をとることになる。そこでかれは、ゼロ転嫁仮説は明白に棄却され、法人税は転嫁されていると結論する。

(6) 推定結果の評価

はじめに述べたように、ローマがインドにK-Mモデルを適用する際の問題意識は、アメリカとは異なった発展途上国型の経済構造をもつインドにどの程度までモデルが適用可能性を有するかを検討するところにあった。そこでインドに関する推定結果の解釈に当たってもその問題意識をもって貫かれることになる。その手がかりは、回帰式中の変数のうち、1つは法人税を除いた租税変数である J_i であり、いま1つは政府支出変数である G_i である。

表2において J_i はいずれもプラスの符号をとるが、それは法人税以外の租税が増税されることが法人企業の収益性にとって有利に影響することを意味しよう。

それでは J_i がプラスの符号をとった理由をどのように解釈するのか。かれによると、1950年から1962年までのインドの租税構造では間接税が68ないし77パーセントを占めていた。かれの転嫁分析の対象期間は1950年から1962年であるが、1951年には第1次5ヶ年計画が発足している。1950年以前ではインド経済の大部分はまだ貨幣経済が浸透していなかったが、第1次5ヶ年計画以後は計画の影響を受け貨幣経済部門が次第に拡大された。工業化が進むとともに、新種

注(10) 1961-62年度におけるインドの租税収入総額(国税・地方税)の構成比は次のごとくであった。

直接税	1. 法人所得税	8.5%
	2. その他の所得税	10.4%
	3. 地租	4.8%
間接税	4. 関税	11.7%
手数料等	5. 消費税	29.6%
	6. 印紙税	2.4%
	7. その他の租税	21.8%
	8. 手数料	11.6%

G. S. Laumas (5) p. 468. 参照。

の所得が創出され新しい欲求が誘発され消費者需要もソフトが生じ、同時に課税対象の拡大が生じた。間接税の税率も引上げられたが、これまで課税されなかった数種の品目についても新たに課税されることとなった。これらの諸要因が組み重なって間接税収入が増大するにいたった。間接税率の引上げと対象品目拡大の目的は税収の増加にあったことはいままでもないが、いま1つの目的は公私の投資支出増大によるダイヤモンド・プル・インフレーションを阻止することにあった。しかしインフレ阻止の目的は達成できたとはいえなかった。間接税が引上げられたにも拘わらず消費支出は削減されなかった。かりに間接税が有効需要を削減しなかったとすれば、主として大規模消費財産業から成る法人部門の収益率はマイナスの影響を蒙らなかつたとローマは判断する。むしろ先に触れた諸要因により収益率は好ましい影響をうけているとする。よってかれは J_i 変数はプラスの符号をもつと判定している。

いま1つの問題点は政府支出変数 G_i の符号条件である。表2によると G_i の回帰係数はいずれもマイナスであり、これは政府支出が増加したとき法人企業の収益率はマイナスの影響を蒙ることを意味している。

K-Mはアメリカ製造業について転嫁度推定を行なった際、 G_i がマイナスの符号をとる点について、(1)それが経済理論に照らし合わせて不斉合である、(2) G_i のt検定値からみて有意性が低い、(3) G_i と L_i の間に共線性がみだされる、という観点から G_i を除外し推定作業を推進していった。これに対しローマは G_i がマイナスの符号をとるケースをむしろ積極的に擁護しようとする。かれの論旨はつぎのごとくである。

インドのような経済発展のプロセスにおいて混合経済体制をとる国では、社会間接資本の供給は政府の主要責務に数えられている。かれはロゼンスタイン・ロ

ダンにしたがい、社会間接資本の供給は民間部門が最も効率的に行動しうる好環境を生みだすところの外部経済を創出する点を高く評価する。また例えばラオの主張を肯定し、インドのような後進国においては公共投資は民間投資と競合することはありえないとする。すなわち、民間部門は主として消費財産業によって構成される。そこで生産物市場に関する限り、公共部門と民間部門との間の競合はありえないであろう。しかしP.S. ローマスが指摘するように、後進国においては望ましい下部構造(infrastructure)を創出するそのプロセスにおいて、公共部門は生産要素市場において競合を生みだす傾向がある。これは生産要素の供給の弾力性が低いがために短期においては極めてありうることとみなしている。特に熟練労働者、管理要員、資金調達、およびある種の主要原材料についてそのようにみなされている。インド政府は5ヶ年計画により巨額の支出を余儀なくされ、またインドでは最大の企業者としての政府は生産要素市場において民間部門よりも決定的に有利な立場にあった。そこでかれは、短期においては巨額の政府支出は企業の利潤および収益率にマイナスの効果をもつことがありうると結論している。

(7) 日・米・西ドイツ・インドの転嫁度推定とその比較

このセクションでは、ロス坎ブとローマの分析から導出される結論を整理しそれに批判を加えるとともに、日・米・西ドイツ・インドにおける法人税転嫁度の比較表を掲げ、K-Mモデル推定にかかわる一般的結論に代えることとしよう。

ロス坎ブの結論の第1は転嫁推定の理論的側面に係わるものである。かれはまず西ドイツの法人税・財

注(11) M. Krzyzaniak & R.A. Musgrave (4) p. 43 および p. 47 参照。K-Mはとくにアメリカのケースについて次のように述べている。「 G_i 変数を除くとき、モデルの他の係数すべての有意性、とくに L_i のそれが増す。これは G_i と L_i が共線的であることを示唆する。ただし租税係数は G_i 効果により誇張されているが、これを分離することはできない」。さらに「もしもわれわれの高度の転嫁という結果が隠された G_i 効果によって説明さるべきであるならば、 G_i についての「真の」係数はプラスであるべきである。その係数推定値はマイナスであるけれど、これはさほど妨げにならない。係数が有意でないのみならず、マイナスの値は L_i との高度の相関によるものであろうし、両者を含めたことが推定値を別方向に引上げたのであろう」。ibid., p. 47 参照。

(12) Paul Rosenstein-Rodan, "Problems of Industrialisation of Eastern and South Eastern Europe," *Econ. J.*, LIII, June-Sept. 1943.

(13) V.K.R.V. Rao, "Private Enterprise and the Second Five Year Plan," *Commerce*, Annual Number, 1956.

(14) Prem S. Laumas, "Schumpeter's Theory of Economic Development and Underdeveloped Countries," *Q.J.E.*, Nov. 1962, pp. 653-659.

表3：日・米・西ドイツ・インドに関する転嫁度比較

各国別法人部門	観察期間	切片 α_0	回帰係数 () 内は t 検定値				R	d	推定法	転嫁度 () 内は標準誤差
			$\Delta Ct-1$	$Vt-1$	Jt	Gt				
(a) (1) 日 本(全産業) 戦後1952~62	11	.1252	.2691 [1.3170]	-.2199 [-.9612]	-.11210 [-1.2656]	.9901		最小自乗法	2.7631 (0.4540)	
(b) (2) 日 本(製造業) 戦前・戦後 1928~41, 1952~63	11	22.4736	-.0003 [-.0341]	.0427 [1.1062]	-1.3533 [-4.2523]	.811	1.018	最小自乗法	1.4379 (0.4224)	
(c) (4) アメリカ(製造業) 戦後1948~59	12	.2698	.1593 [.5962]	-.1044 [-2.5218]	-1.1223 [-3.1541]	.9191	2.17	操作変数 Z_t	1.2050 (.2777)	
(c) (5) アメリカ(製造業) 戦前・戦後 1935~42, 1948~59	20	.2859	.4038 [2.6690]	-.5272 [-3.0043]	-.8333 [-4.7168]	.9765	2.75	操作変数 Z_t	1.3394 (.1096)	
(6) 西ドイツ(全産業) 戦後1949~62	13	-.1937	-.0886 [-.6994]	.7572 [2.2168]	.0783 [.8459]	.9808	2.56	操作変数 Z_{t-1}	1.0818 (.3178)	
(7) インド(公開株式会社) 戦後1950~62	12	.0535	-.1817 [-1.3761]	1.0925 [3.5136]	-.5094 [-3.0692]	.9314	1.35	操作変数 Z_{t-1}	1.7657 (.3721)	

注 (a) 古田精司「わが国の法人税転嫁と企業規模別税負担の格差」慶應義塾経済学会『経済学年報8』1965. p. 89.

(b) 同「法人税の短期的転嫁」三田学会雑誌, 第63巻2号, 1970. p. 52.

(c) M. Krcyzaniak & R. A. Musgrave, The Shifting of the Corporation Income Tax, 1963, p. 44-5.

海外における法人税転嫁の実証分析

産税は転嫁されたと結論する。そして増税に対し法人企業はその市場力をもって税負担を短期に転嫁するが、減税に対しては非転嫁が生じ法人企業以外の諸集団が減税の利益に与かるとする。したがって法人税の性格は価格引上げをもたらす売上税に等しく、西ドイツの経済学者達が久しく主張していた転嫁説を確証するものであるとみなす。

ロスコンプの推定作業の特徴の1つは、ローマスと同様に説明変数中に G_t を含めている点にある。表3のライン(6)においても G_t 変数の有意性は高度である。そこでかれは、もし西ドイツの経営者がライン(6)の推定式に仮定されたように行動するとすれば、政府支出は粗利潤を増大せしめたと想定しうるとし、その想定は西ドイツの経済学者の論点——増大する法人税収入の政府支出化、それによる総需要の増加、そして転嫁条件の発生——と相通ずるものであるとする。なぜならば、推定値から推論して政府支出が法人税により調達されるばあい、企業は税転嫁のゆえに利潤は影響をうけず、むしろ政府支出効果のゆえに利潤増加を享受しうるのである。

結論の第2は政策的側面に係わっている。その1は、K-M も指摘したごとく、資本より生ずる所得には二重課税は存在せず調整もそれゆえ必要としないことである。その2は、これも K-M が述べたように、法人税に代えて一般売上税ないし付加価値税を導入しても租税構造がより進歩的となるとは考えられず、むしろ税負担配分をより明確にしうる利点がある。そしてその3として、ロスコンプの視点の特異性がここにみいだされるが、ヨーロッパ共同市場租税調整計画において法人税は売上税と同様に扱われるべきだと主張する。すなわち、かりに他の EEC 諸国において同様の企業課税転嫁が生じているならば、市場のメカニズムを歪

めることの最も少ない方策は「仕向国」原則 ("Destination" principle) を適用することであって「源泉国」原則 ("Origin" principle) ではないと結論している。

これに対しインドの推計結果をめぐるローマスの結論は簡潔である。かれは結論に当ってカレケンとソローの警告を引用し、転嫁分析の方法論として安易にコンピューターによりかかる危険性をまず指摘する。それは西ドイツとインドのデータが K-M モデル検定の目的に沿うとは限らないにも拘わらず、テストに利用された反省も含められている。けれども西ドイツもインドも高度に有意の結果がえられたことから、かれは K-M モデルが不完全競争の特徴をもつ市場機構における法人税転嫁分析にとって適切な接近法であるとの確信を強めたとしている。

かれらの推定作業および結論に関しては若干の異論をはさむ余地が残されている。ここでは批判点を3つにしぼり、1つは両者に共通する問題点、他はそれぞれに内在する問題点に分けて指摘しておきたい。

両者に共通する問題点としては、法人税転嫁分析に関する問題意識の稀薄性を挙げることができる。もちろん両者ともに紙数の制約もありモデルの適用とその帰結のみに限定せざるをえなかったと思われるが、法人税転嫁の時系列分析の発端が戦前から戦後にかけての急激な税率上昇とその負担の帰着をめぐるものであっただけに、それなりの配慮が随所に必要とされるはずである。たんなるモデルの適用に限定したとしても、K-M が提示した B モデル、自己資本収益率、利潤分配率、あるいは産業別・規模別の転嫁度推定等がなぜかれらにより適用されなかったかについてなんらかのコメントがなければならぬ。

K-M がアメリカについてモデルを適用した際、スタンダード推定結果として言及されるのは表3におけ

注(15) 西ドイツにおいて法人税転嫁をめぐる論争は、Carl Föhl, "Kritik der progressiven Einkommensbesteuerung," *Finanzarchiv*, N.F., Band 14, 1953 において法人税の完全転嫁が主張されて以来、一連の批判、反批判が展開された。その詳細については、木村元一 (2) pp. 471-94, および G. Schmolders (9) 第23節を参照。

(16) Neumark Report, Europäische Wirtschaftsgemeinschaft, Kommission, "Bericht des Steuer- und Finanzausschusses," 1962, p. 59 参照。仕向国原則によると、国際間分業を改善するための関税と輸出奨励金廃止が望ましいとすれば、国境において調整措置をとらねばならない。国内消費税は輸出業者に還付され、輸入業者には逆に課税されるから、国内市場では外国産商品と国内産商品とは等しい税額を負担することになる。これに対し法人税や営業税のごときいわゆる直接税は生産国のいわば立地条件として扱われ、源泉国原則により国境での調整措置は認められていない。この点については「ティンバーゲン委員会報告書」として知られる次のレポートが参考となる。Europäische Gemeinschaft für Kohle und Stahl, Bericht über die durch die Umsatzsteuer aufgeworfenen Probleme auf dem Gemeinsamen Markt, Luxemburg 1953.

(17) John Kareken & Robert M. Solow, "Lags in Monetary Policy," *Stabilization Policies, A Series of Research Studies for the Commission on Money and Credit*, 1963, p. 40 参照。

るライン(6)のように戦前・戦後をつらざる転嫁度推定であった。そこでは観測期間は15年度に互りダービン・ワトソン比による系列自己相関の検定も可能であった。これに対し西ドイツとインドは共にその検定は直接的には不可能であった。けれどもより重要な問題は、単にサンプル数としての観測期間の不足ばかりでなく、戦後の期間において西ドイツとインドの法人税率がどのような変遷を示したかについて、そしてまた税率変遷と法人企業収益率の時系列分析についてなんらのコメントも用意されていない点である。長期的に税率は上昇を示したのか下降を示したのか、それに対応して収益率は上昇したのか下降したのか、転嫁分析の設計にとって不可欠の準備作業を必要とするしまたそれに触れておかねばならない。ロスキャンプにはその配慮が窺われるが、ローマスには全く欠如しているとみるほかない。

批判の第2点はロスキャンプの増減税をめぐる転嫁度推定の解釈に対するものである。かれは減税に対応する非転嫁は西ドイツの123パーセントに対しアメリカは7パーセントに過ぎず、その格差を説明する要因として西ドイツ経済における強度の競争の存在を挙げている。けれども減税に対応してマイナス ΔL_i の符号がプラスであるならば、減税が大規模であるほど収益率は一層高まることを意味するから、減税の利益は企業に留まり他の集団に及ぶとは考えられない。すなわち、かれの解釈とは逆に、西ドイツの減税の非転嫁度が123パーセントでありアメリカのそれは7パーセントに過ぎないという推定値は、減税に際して西ドイツの法人企業の収益率はアメリカよりも遙かに高度に上げられ、またそれだけ増減税に関する非可逆性(増税に対し価格引上げによる収益率の改善と転嫁、減税に対しても価格引上げないし引下げの抑制による収益率の改善と非転嫁)が強められ、西ドイツ経済の競争度はアメリカよりも強度ではなく逆に著しく劣るとすら推測される証左となるものである。

批判の第3点はローマスの J_i 変数プラス、 G_i 変数マイナスの解釈に向けられる。表3のライン(6)にみるように、 J_i 変数はプラスであり有意とみなされる。かれはその解釈として間接税率の引上げが消費需要の削減に成功せず、ダイヤモンド・ブル・インフレは企業収益率に有利に作用したとみなした。果して間接税率の

引上げが通説のごとくデフレ的に作用するか、あるいはピーコック・ウィリアムソンの主張するようにインフレ的に作用するかは議論の分かれるところであり一層の検討を必要としよう。けれどもローマスが通説に反し間接税率引上げのインフレ効果を説く論拠は、ピーコック・ウィリアムソンのように明示的モデルから導出されたものではない。かれらが先進国型モデルとしてのダイヤモンド・ブルーコスト・ブッシュ混合型モデルから間接税のインフレ効果を論証したように、ローマスにとって発展途上国型モデルの下で考察すべき別個の課題を構成していると考えらるべきであろう。

政府支出変数 G_i の符号がマイナスをとる点に関しても同じく別個の検討方向をとるべきことが考えられる。政府需要とりわけ社会資本建設の増大がどの程度まで生産要素市場、とくに労働市場において民間需要との競合を惹起したかについては、たとえば説明変数中に民間企業支出変数ないしその代理変数を導入することも試みらるべきであろう。ローマスのばあい民間消費変数に欠けているだけに、説明変数中に支出変数としては政府支出変数 G_i のみが企業収益率の変動を説明する結果に終っている。それゆえ、かれの主張が容認されるためには、1つはK-Mの指摘したような G_i と L_i の間の多重共線型の非存在といった推計学的側面と、いま1つは G_i の増大が企業収益率を需要面から引上げるよりも要素供給面で引下げる効果の方が大であるという主張を齊合的に説明するための経済理論的側面について一層の検討を必要としよう。

表3は日・米・西ドイツ・インドに関する転嫁度推定のスタンダード・ケースをまとめたものである。これによると各国の経済構造の相違にも拘わらず、K-Mモデルによる法人税の転嫁度は例外なくいずれも100パーセントを上回ることが確認できる。

参考文献

- [1] 古田精司「法人税の短期的転嫁—転嫁計量分析の先駆的作業としてのK-Mモデルのわが国産業への適用—」三田学会雑誌第63巻2号, 1965.
- [2] 木村元一「C・フェールをめぐる転嫁論争」井藤半弥博士退官記念論文集『財政学の基本問題』1960, 千倉書房.
- [3] 小松芳明「各国の租税制度」1967, 財経詳報

注(18) A.T. Peacock & J. Williamson, "Consumption Taxes and Compensatory Finance, *Econ. J.*, March 1967, pp. 27-47 参照.

社。

- [4] Krzyzaniak, Marian & Musgrave, Richard, A., *The Shifting of the Corporation Income Tax—An Empirical Study of its Shortrun Effect upon the Rate of Return* (Baltimore, The Johns Hopkins Press, 1963).
- [5] Laumas, Gurcharan S., *The Shifting of the Corporation Income Tax—A Study with Reference to Indian Corporations*, *Public Finance/F.P.*, No. 4/1966.
- [6] Rädler, Albert J., *Die Direkten Steuern der Kapitalgesellschaften und die Probleme der Steueranpassung in den Sechs Staaten der Euro-*

päischen Wirtschaftsgemeinschaft, (Amsterdam, Internationales Steuerelementationsbüro, 1960)

- [7] Roskamp, Karl W., *The Shifting of Taxes on Business Income: The Case of West German Corporations*, *Nat. Tax J.* Sept. 1965.
- [8] 佐藤進『現代財政政策論』1964, 時潮社.
- [9] Schmolders, *Allgemeine Steuerlehre*, 4. Aufl., (Berlin 1965) G. シュメルダース・中村英雄訳『租税の一般理論』1967, 中央大学出版部.
- [10] 吉国二郎・武田昌輔『法人税法(理論篇)』1968, 財経詳報社.
- [11] 税制調査会「当面の税制改正に関する答申」1965, 12, 大蔵省.